

<付録>

北海道立文学館利用規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項並びに第23条第1号及び第12号の規定に基づき、この教育委員会規則をここに制定する。

（趣旨）

第1条 北海道立文学館の利用については、法令等に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

（文学館の目的）

第1条の2 北海道立文学館（以下「文学館」という。）は、文学に関する書籍、原稿、書簡、文献、写真その他の資料及び文学者の遺品等（以下「文学資料」という。）を収集し、保存し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする。

（文学館の事業）

第1条の3 文学館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 文学資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- 2 文学館が収集した文学資料を閲覧に供すること。
- 3 文学に関する展覧会、講演会、講座、映画鑑賞会その他の催し（以下「文学に関する催し」という。）を開催し、及び他の行うそれらの催しに協力すること。
- 4 一般公衆に対して、文学資料の利用に関し、必要な説明、助言等を行うこと。
- 5 特別展示室又は講堂（以下「特別展示室等」という。）を文学に関する催しの利用に供すること。
- 6 文学及び文学資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 7 文学資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 8 文学に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書を作成し、及び配布すること。
- 9 他の文学館、図書館、美術館、博物館、研究機関等と緊密に連携し、及び協力し、刊行物及び情報の交換、文学資料の相互貸借等を行うこと。
- 10 地域における学校、図書館、公民館等の教育又は文化に関する諸施設が行う文学に関する活動を援助すること。
- 11 その他文学館の目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第2条 文学館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 文学館の管理運営上特別の必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、教育長は、臨時に、前項の開館時間を変更することができる。
- 3 前項の規定により開館時間を変更したときは、教育長は、その旨を文学館に掲示しなければならない。

（休館日）

第3条 文学館は、次に掲げる日には休館する。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 月曜日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 2 文学館の管理運営上特別の必要があるときは、教育長は、前項に規定する休館日に開館することができる。

（臨時休館）

第4条 前条第1項に定めるもののほか、文学館の管理運営上特別の必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、教育長は、臨時に、休館することができる。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館する場合について準用する。

(入館の制限)

第5条 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者に対しては、教育長は、入館を断ることができる。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、文学館の利用につき、この規則及び教育長の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 建物、附属設備又は文学館資料(文学館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。以下同じ。)を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

2 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

3 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 入館者が前項の規定に違反し、かつ、文学館の管理運営上支障があると認めるときは、教育長は、当該入館者を退館させることができる。

(入館の細目)

第7条 前2条に定めるもののほか、入館に関し必要な事項は、教育長が定める。

(観覧料の免除)

第8条 次に掲げる者が文学館における常設展示又は展覧会(特別企画によるものの展覧会を除く。)を観覧する場合は、その観覧料を免除する。

1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者(特別展示を除く。)

2 小学校の児童又は中学校の生徒を引率する校長又は教員

3 盲学校、聾学校及び養護学校の児童又は生徒の引率者

4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

5 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

6 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者

7 児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により精神薄弱者と判定された者及びその引率者

8 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(精神薄弱者を除く。)と判定された者及びその引率者

9 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

10 65歳以上の者

11 その他教育長が前各号に準ずる者と認めるもの

2 前項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、同項各号に該当する者であることを証する書面を教育長に掲示しなければならない。

3 第1項に該当する場合を除き、観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書(別記第1号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 教育長は、前項の規定により観覧料を免除するときは、観覧料免除書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(特別展示室等の利用の承認)

第9条 文学に関する催しを行うため、特別展示室等を利用しようとする者は、あらかじめ、特別展示室等利用申請書(別記第3号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定により特別展示室等の利用を承認したときは、特別展示室等利用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(特別展示室等の利用の不承認)

第10条 教育長は、前条第1項の申請が次のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を承認しないものとする。

- 1 利用の目的が文学館の目的に沿わないとき。
 - 2 文学館の秩序を乱すおそれがあるとき。
 - 3 文学に関する催しの料金が1人につき、1,350円を超えるとき。
 - 4 その他文学館の管理運営上支障があるとき。
- 2 教育長は、前項の規定により特別展示室等の利用を承認しないときは、申請者に対し、書面により、その旨を通知するものとする。

(特別展示室等の利用の承認の取消等)

第11条 教育長は、特別展示室等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次のいずれかに該当すると認める場合は、その承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 1 利用の申請に偽りがあったとき。
- 2 この教育委員会規則に違反したとき。
- 3 故意又は重大な過失により施設設備を破損し、又は滅失したとき。
- 4 その他文学館の管理運営上支障があるとき。

(施設設備の変更の禁止)

第12条 利用者は、特別展示室等の利用において、その施設設備に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、教育長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、特別展示室等の利用を終了したときは、その利用に係る施設設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときも、同じとする。

(使用料の免除)

第13条の2 特別展示室等の利用が次のいずれかに該当する場合はその使用料の免除を受けることができる。

- 1 道立文学館との共催により開催する文学に関する催しのため利用するとき。
 - 2 その他教育長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、使用料免除申請書(別記第4号様式の2)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 教育長は、第1項の規定により使用料を免除するときは、申請者に対し、使用料免除書(別記第4号様式の3)を交付しなければならない。
- 4 教育長は、使用料を免除しないときは、申請者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

(文学館資料の閲覧)

第14条 文学館資料(文学館が他から借り受けたものを除く。第2項、第4項及び次条から第19条までの規定において同じ。)を閲覧しようとする者は、あらかじめ、文学館資料閲覧申込書(別記第5号様式)を教育

長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保存対策上特別の取扱いを要する文学館資料（以下「特別資料」という。）を閲覧しようとする者は、あらかじめ、特別資料閲覧申請書（別記第6号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定により特別資料の閲覧を承認したときは、特別資料閲覧承認書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- 4 文学館資料は、所定の場所で閲覧しなければならない。

（閲覧の制限）

第15条 この教育委員会規則その他の規程に違反した者及び教育長の指示に従わない者に対しては、教育長は、文学館資料の閲覧を禁止することができる。

（特別利用の承認等）

第16条 文学館資料の撮影、複写又は模造（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、特別利用申請書（別記第8号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定により特別利用を承認したときは、特別利用承認書（別記第9号様式）を交付するものとする。
- 3 特別利用は、教育長の指示に従って行わなければならない。
- 4 教育長は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

（撮影品等の刊行等の承認）

第17条 文学館資料を撮影し、複写し又は模造したもの（以下「撮影品等」という。）を刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、撮影品等使用申請書（別記第10号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定により撮影品等の刊行等を承認したときは、撮影品等使用承認書（別記第11号様式）を交付するものとする。

（文学館資料の貸出し）

第18条 文学館資料は、次に掲げる者に対して貸出しをすることができる。

- 1 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部大臣の指定した博物館に相当する施設の長
- 2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- 3 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- 5 その他教育長が適当と認める者

- 2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、文学資料貸出申請書（別記第12号様式）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 教育長は、前2項の規定により文学館資料の貸出しを承認したときは、文学資料貸出承認書（別記第13号様式）を交付するものとする。

（貸出期間等）

第19条 文学館資料の貸出期間は、30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認めたときは、文学館資料の貸出期間を延長することができる。
- 3 教育長は、必要があるときは、貸出期間中であっても、文学館資料の返還を求めることができる。

(破損等の責任)

第20条 文学館の入館者、特別展示室等の利用者、文学館資料の閲覧者若しくは特別利用を行う者又は文学館資料の貸出しを受けた者が、その施設設備又は文学館資料を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第21条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この教育委員会規則は、平成7年1月4日から施行する。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

(様式は省略)